

あいさつ

本誌「明和町の文化財と歴史」は、昭和51年に発刊され、平成16年に3訂版が発刊されてから、はや16年が経過し、時代も大きく変化してまいりました。

国では、少子高齢化等の社会状況の変化により、地域で守られてきた貴重な文化財が滅失・散逸の危機に瀕している現状に歯止めをかけ、文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会全体で継承していくため、平成30年に文化財保護法を改正しました。この改正により、都道府県は域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「大綱」を策定することができるようになり、群馬県でも令和元年度に「文化財保存活用大綱」を策定したところです。

このときに当たり、最新の資料を取り入れた四訂版が多くの方々のご協力によって、発刊されることは時宜を得た意義深いものと思います。

なお、同法では、芸術上、学術上、歴史上、鑑賞上で価値の高いものを、有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、文化的景観、及び伝統的建造物群の6分野に区分し、文化財として定義しております。

ところで、わが明和町は沖積平野の肥沃な土地として、文化が築かれてきました。古くは矢島遺跡や斗合田・上江黒地区の古墳群の存在によって当時の生活が想像され、また、中世においても鎌倉幕府を開いた源頼朝の側近として名高い、佐貫一族の本拠地であったことが知られています。近世では、5代将軍徳川綱吉が領主をつとめた館林藩に属するなど、常に文化の先端地であったことを、数々の資料から窺い知ることが出来ます。ただ、残念なことにこれらの資料が、ほとんど町外に存在するものであり、洪水の起きやすい地であった町内では、水没・流失したものが多く、当時の様子を伝える文献は見当たりません。しかし、『水塚』や『揚舟』等、明和町ならではの文化財は確認されております。「故きを温ねて新しきを知る」の言葉どおり、私達の祖先の残した文化財を知ることは郷土を愛する心を養い、よりよき郷土の発展につながると思われることです。

是非とも、私達が受け継いだ貴重な文化財を、次の世代の為に出来る限り保存し、伝えていきたいと思います。この冊子を手にした皆様が、明和町の貴重な文化財の価値を知り、そこから往時の郷土を想像し、郷土を愛する豊かな心や町民としての誇りや自覚を持ち、平和で明るい町の創造に、役立てていただけるものと信じます。

結びになりますが、資料収集にご協力いただいた皆様、並びに文化財保護調査委員の方々に深く感謝の意を表しまして、あいさつといたします。

令和2年3月31日

明和町教育委員会
教育長 金子 博